西条市次世代育成支援対策推進行動計画 (後期計画)

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

概要版



平成 22 年 3 月

西 条 市

計画策定の趣旨

「次世代育成支援対策推進法」(以下、「推進法」という。)が平成15年7月に制定され、市町村においては国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画(市町村行動計画)を策定するものとしています。しかしそれ以降も、予想以上の少子化の進行がみられることから、国では平成19年に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をまとめ、市町村に対し、子育て支援の社会的基盤の充実を求めています。

本市では、平成 17 年 3 月に「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」を基本理念に、「西条市次世代育成支援対策推進行動計画」(以下、「前期計画」という。)を策定し、子育てに対する保護者の負担感の軽減、子どもを生み育てる楽しさや充実感や幸せを、子どもの親も周囲の人々も感じられる社会づくりを進めてきました。前期計画は平成 22 年 3 月末で終了となるため、前期計画策定後の国や社会の動向、これまで本市で実施してきた子育て支援施策や事業の整理、ニーズ調査結果の検討などを踏まえ、地域社会全体の温かな支え合いの中で、子どもが健やかに成長し、子どもを生み育てやすいまちづくりを一層推進するため、平成 22 年 4 月から始まる新たな「西条市次世代育成支援対策推進行動計画」(以下、「後期計画」という。)として策定するものです。

本計画は、推進法で規定する 10 年間の集中的 な取組期間のうち、平成 22 年度から平成 26 年度 までの後期 5 年間を計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、西条市の子 どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化 に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



計画の性格・位置付け

本計画は、推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体を対象に、西条市がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示し、次世代育成支援対策を着実に推進していくために、市民一人ひとりをはじめ各家庭や学校・地域・職場の積極的な取組を推進するものです。

また、本計画は、国や県の動向を踏まえるとともに、これまでの市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「西条市総合計画」等、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、母子保健や児童福祉、教育、またその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

基本理念

子どをと地域が仲で仲で育つきちづくりを目指して

前期計画では、新市建設計画にある「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に沿った「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民が心豊かに夢を持って子育て・子育ちをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるような施策を進めてきました。

後期計画では、最終年度である平成 26 年度における最終目標の達成を目指し、前期計画との連続性並びに整合性を維持しながら、前期計画における将来の姿を継承します。

計画体系図

基本理念

基本目標

推進施策

1 地域における子育て・ 子育ちの支援 【地域で子育て】

- 1-2 保育サービスの充実
 - 1-3 保育所における質の向上

1-1 子育て支援サービスの充実

- 1-4 子育て支援のネットワークづくり 1-5 児童の健全育成活動の推進
- 1-6 子育てと仕事の両立のための取組の推進
- ② 母性並びに乳児及び 幼児等の健康の確保 及び増進【母子保健】
- 2-1 子どもや母親の健康の確保
- 2-2 母子保健と児童福祉の相互協力
- 2-3 「食育」の推進
- 2-4 思春期保健対策の充実
- 2-5 小児医療の充実
- ③ 子どもの心身の健やか な成長に資する教育 環境の整備【教育】
- 3-1 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境の整備
- 3-2 家庭や地域の教育力の向上
- 4 子育てを支援する 生活環境の整備 【子育てバリアフリー】
- 4-1 安心して外出できる快適な環境の整備
- 4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 5 要保護児童への対応 などきめ細やかな取組 の推進【要保護対策】
- 5-1 児童虐待防止対策の充実
- 5-2 ひとり親家庭等への子育て支援の推進
- 5-3 障害児事業の充実
- 5-4 発達支援の取組

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指し

基本目標① 地域における子育で・子育ちの支援【地域で子育で】

都市化の進行や核家族化の進展等に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、 人と人との結びつきが薄れる中で、育児への負担や不安、孤独感を感じる人が増えています。

このため、多様化する保育ニーズを十分見極めながら、現行の保育サービスの見直し・充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うため、地域住民による自主的な活動の輪を広げ、ネットワークの形成を推進します。

さらに、子育てしやすい就労環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、 子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女がと もに子育ての楽しさと難しさを共有することができる就労環境の整備に努めます。

(1) 子育て支援サービスの充実

- ★子育て・子育ちに関する経済的支援
 - ●乳幼児医療費助成 ●母子家庭等医療費助成 ●幼稚園就園奨励事業 ●奨学金貸付事業
 - ●就学援助事業 ●特別児童扶養手当 ●障害児福祉手当 ●出産育児一時金 ●保育所保育料の軽減
 - ●子ども手当支給(新規)
- ★地域における子育て支援サービスの充実
 - ●子育て支援拠点事業の充実(地域子育て支援センターの推進・つどいの広場の開設(新規))
 - ●放課後子どもプランの推進(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)
 - ●ファミリー・サポート・センター事業 ●児童館管理運営事業
 - ●幼稚園と保育園の連携(幼保一元化・一本化への取組)●子育て・子育ち等に関する啓発事業
 - ●子育て支援託児事業 ●読み聞かせ事業

(2) 保育サービスの充実

- ●通常保育 ●延長保育 ●一時預かり事業 ●特定保育 ●障害児保育 ●休日保育
- ●病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援デイサービス事業)●子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
- ●夜間保育 ●幼稚園における預かり保育 ●保育所における低年齢児保育
- ●広域入所の実施●保育所地域活動事業●私立保育所施設整備補助●私立保育所遊具等整備補助

(3) 保育所における質の向上

- ●保育実践の改善・向上 ●子どもの健康及び安全の確保
- ●保育士等の資質・専門性の向上 ●保育を支える基盤の強化

(4) 子育て支援のネットワークづくり

●子育てハンドブックによる情報提供●保育サービスネットワーク連絡調整会議



イラスト わたなべふみ

(5) 児童の健全育成活動の推進

- ●青少年育成センター事業の推進 ●家庭児童相談室事業 ●ハートなんでも相談員設置事業
- いじめ・不登校対策の充実青少年健全育成協議会の活動愛護班連絡協議会の活動
- ●两条市PTA連合会の活動 ●VYS活動支援事業

(6) 子育てと仕事の両立のための取組の推進

- ●働き方の見直しについての意識啓発●子育てしやすい職場環境づくりの推進
- ●子育てと仕事の両立支援



基本目標②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援に よって達成されます。子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の 予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相 談や情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

また、将来、生活習慣病になることがないよう、幼少時からの食生活・生活習慣や、思春期 における性感染症や薬物使用などに関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもを含めた市 民に対する保健予防を推進します。

さらに、一人ひとりに合わせたきめ細かな保健サービスの提供とともに、必要な時に適切な 医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図り、保健・医療の連携を強化します。

(1) 子どもや母親の健康の確保

- ●母子保健推進体制(すこやか親子推進連絡会議) ●妊婦健診 ●乳児健診 ●3か月児健診
- ●1歳6か月児健診 ●3歳児健診 ●乳幼児相談 ●子育て総合相談窓口事業(ぽかぽか広場)
- ●両親学級 ●育児支援事業 ●乳幼児発達相談事業 ●こんにちは赤ちゃん事業
- ●家庭訪問指導事業 ●特定不妊治療助成事業 ●妊婦歯科健診 ●予防接種事業

(2) 母子保健と児童福祉の相互協力

●保育サービスと母子保健との連携

(3) 「食育」の推進

●食育の推進 ●保育所における食育の推進 ●学校教育における食育の推進



(4) 思春期保健対策の充実

●思春期保健対策の推進 ●次代の親づくりの推進

(5) 小児医療の充実

●小児医療体制の充実



基本目標③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

これからの未来を担う子どもたちが個性を生かし、多様な能力を育むことができるよう、学校・幼稚園においては、子どもの個性を重視し、子どもが主体的・自律的に行動できる力を養う創意工夫のある教育内容の充実を図るとともに、地域に開かれた学校・園づくりを推進します。

また、次代の親を育成する観点から、子どもや家庭をもつことの意義や重要性について理解を深めるため、子どもの発達段階に応じ適切な子育てができるよう、親子のきずなを深める体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

(1) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境の整備

- ●「確かな学力」と「豊かな心」の育成 ●様々な教育の推進 ●特別支援教育(障害児教育)の推進
- ●12歳教育の推進 ●学校評議員活動の充実 ●学校施設の整備 (小中学校校舎等耐震改修事業)
- ●幼児教育の推進

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ●ブックスタート事業の推進 ●子育て学習講座 ●家庭教育の推進
- ●親子ふれあい交流体験事業 ●通学合宿事業 ●三世代交流事業の推進
- ●スポーツ・レクリエーション活動の推進 ●郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実



基本目標④子育でを支援する生活環境の整備【子育でバリアフリー】

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、 建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。住み慣れた地域に おいて交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関 係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、子どもをはじめ、地域の人すべてが安全に、かつ安心して外出し、様々な社会活動に参加できるよう、道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設や公共交通機関のバリアフリー 化などの環境整備を推進します。

(1) 安心して外出できる快適な環境の整備

- ●児童遊園地等設置・管理運営事業の推進 ●豊かな自然環境の保全と活用
- ●公共施設への授乳室の設置 ●公営住宅への優先入居の促進

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ●子どもを対象とした防犯指導の推進 ●防犯機器等の整備 ●交通安全教室の開催
- ●警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実 ●「まもるくんの家」設置事業の推進
- ●防犯灯の整備促進

基本目標の要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進【要保護対策】

社会問題化している児童虐待への対応については、家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利に対する理解を深め、虐待の防止に努めるとともに、子どもの人権が侵害されないよう、適切な対応を図る相談支援体制など対策の充実を図ります。

また、最近、増加しているひとり親家庭の日常生活全般における精神的・経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭が経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

さらに、障害のある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、医療、教育等の各分野が一体となり、社会全体として 障害のある子どもたちの自立を生涯にわたって支援する体制づくりを図ります。

(1) 児童虐待防止対策の充実

●要保護児童対策地域協議会

(2) ひとり親家庭等への子育て支援の推進

- ●母子生活支援施設管理運営事業 ●母子自立支援員による自立支援
- ●母子家庭自立支援給付金(教育訓練、高等技能訓練) ●母子福祉資金の貸付
- 母子家庭・父子家庭小□資金貸付事業児童扶養手当支給

(3) 障害児事業の充実

- ●特別児童扶養手当(再掲) ●障害児福祉手当(再掲) ●障害児通園事業(児童デイサービス)
- ●地域生活支援事業 ●補装具費や日常生活用具の給付 ●在宅ねたきり等心身障害者(児)介護手当
- ●障害者紙おむつ等の支給

(4) 発達支援の取組

- ●乳幼児発達相談事業(再掲) ●保育所・幼稚園での支援 ●小学校での支援
- (仮称) 子ども支援対策室の設置(新規)



事業の数値目標

事業名		平成 21 年度 (現状値)		平成 26 年度 (目標値)	
通常保育事業 (認可保育所受入児童)		2,608	人	2,560	人
	うち3歳未満児(O〜2歳)	998	人	1,060	人
	うち3歳以上児(3~5歳)	1,610	人	1,500	人
延長保育事業 (設置か所数、定員数)		10 120	か所 人	12 150	か所 人
ー時預かり事業 (設置か所数、延べ利用人数)		5 5,633	か所 人日	7 6,970	か所 人日
休日保育事業 (設置か所数、定員数)		2 30	か所 人	2 30	か所 人
病児・病後児保育事業 【病児対応型・病後児対応型】 (設置か所数、延べ利用人数)		2 1,200	か所 人日	2 1,040	か所 人日
子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】 (設置か所数)		2	か所	2	か所
地域子育て支援拠点事業 【ひろば型、センター型】 (設置か所数)		5	か所	8	か所
放課後子ども教室 (設置か所数)		13	か所	15	か所
放課後児童健全育成事業 (設置か所数、登録者数)		26 1,450	か所 人	26 1,400	か所 人
ファミリーサポートセンター事業 (設置か所数)		1	か所	1	か所

西条市次世代育成支援対策推進行動計画(後期計画)

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

(概要版)

発行:西条市

発行年月:平成22年3月

